令和８年１０月

鶴岡工業高等専門学校

感染症の対応方針

目　　次

Ⅰ　基本方針　・・・

Ⅰ　基本方針

１　基本的な感染症対策

（１）健康観察

日々の体調変化に留意する

（２）基本的な感染防止対策に取り組む

・マスクの着用は個人の判断

：学校生活上、マスクの着用は求めないが、咳エチケットについて十分に留意する。

（参考：令和５年４月１日以降の鶴岡工業高等専門学校におけるマスク着用の考え方の見直しについて（2023/3/27））

・手洗い、消毒の励行

：特にトイレ使用後、食事前、帰宅・帰寮時

・適切な換気

：必要に応じて換気を行うとともに清掃により清潔な空間を保つ

（３）免疫力を高める

・十分な睡眠

・バランスの取れた食事

・適度な運動

Ⅱ　出席停止及び登校可能の基準

１　感染症罹患による出席停止（【資料１】）

・次表の疾患にかかった場合は、本人の健康回復と周囲への感染防止のため、学校保健安全法の規定により出席停止となる

・診断を受けた場合は、すみやかに担任教員に連絡する

（学生から報告を受けた担任教員は、すみやかに保健センターに連絡をする）

表　学校保健安全法施行規則　学校感染症の種類(第 18 条)、出席停止の期間(第 19 条)

区分	対象疾患	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、SARS、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症(以下は例) 溶連菌感染症、A 型肝炎、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎(ノロウイルス等のウイルス性胃腸炎含む)など	医師において感染のおそれがないと認めるまで

＊上記の「出席停止の期間の基準」に基づき医師が出席停止の期間を決定する

＊関係法令：学校保健安全法施行規則第 18 条、第 19 条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(令和 5 年文部科学省令第 22 号 令和 5 年 5 月 8 日施行)

２　感染症検査による出席停止

・発熱等の症状があり感染症の疑いがある場合は、医療機関の受診及び必要な検査を推奨する
・検査を実施した場合は、検査結果にかかわらず検査日を出席停止として取り扱う
・出席停止の取扱いを受ける場合は、検査を実施したことが確認できる書類（受診記録、検査結果通知、領収書等）の提出を必要とする

３　登校再開時にやること

① 教室に行く前に保健センターで発熱の有無と症状の緩和のチェック※1を受ける

※１「回復届」・「欠席届」を持参、もしくはその場で記入

② 感染症による欠席がわかる医療機関の書類※2（受診記録、検査結果通知、領収書、薬の説明書等）を持参する

※２ 有料の診断書は不要

③ 出席停止の手続きとして、「回復届」と「欠席届」を担任教員から確認印をもらい教務係に提出する

★「回復届」・「欠席届」は学校ホームページ（HOME>学生生活>感染症による出席停止）からダウンロードができます

Ⅲ　感染拡大時の対応

１　本校内で感染者が発生した場合（感染拡大の可能性がある場合）

本校で感染者が確認された場合は、学年やコースを問わず感染が拡大する可能性があるため、休校等の措置が必要となる場合が考えられるが、その措置については、県内の衛生主管部局及び学校医等と相談し判断する。

なお、地域や学校において感染が流行している場合などには、文部科学省の「新型インフルエンザ等対策行動計画（令和８年４月１日）」に準拠し、一時的に活動場面に応じた対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）を講じることがある。

２　臨時休業の判断（【資料２】）

本校で学生の感染が確認された場合、感染拡大のおそれ等を勘案した上で、学校保健安全法第 20 条に基づき臨時休業の要否等について検討する。

判断する際には、本校の基準「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等を行う場合について」を目安とする。

上記より、学びの保障等に留意しつつ、感染者が在籍するクラスを対象に検討するが、県内の衛生主管部局及び学校医等と相談した上で、必要な範囲、期間において機動的な対応を行うものとする。

Ⅳ　欠席連絡および学校対応窓口

１　欠席する場合

所定の「欠席遅刻連絡フォーム」を使用する

２　感染症に関する問い合わせ先

保健センター（0235-25-9030）

（様式１）

担任

回　復　届

令和　　年　　月　　日

年　　組・コース

出席番号

氏　　名

保護者署名

令和　　年　　月　　日より健康観察を行ってきましたが，回復しましたので報告します．

様式第７号の１

担任教員

欠　　席　　届

令和　　年　　月　　日

鶴岡工業高等専門学校長　殿

創造工学科　　年　　組（コース）
出席番号
氏　　名
保護者等氏名

下記により欠席したいのでお届けします。

記

１　事　　由

２　欠　席　日　時

（備考）　１　事前にこの届を提出できなかった場合は、その理由を記入すること。
２　病気のため１週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添付すること。

【資料１】

出　席　停　止　期　間　早　見　表

１．インフルエンザ

出席停止の基準・・・「発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで」

最低でも「発症した後５日を経過」するまでは出席停止。それに加えて発熱が長引いた場合は出席停止期間を延長することがある。

※発症日（当日０日目）は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ症状（３８度程度の発熱等）が始まった日とする。熱がそれほど高くなくとも、受診をしてインフルエンザと診断された場合は、医師に経過を話して、発症日を確認すること。

	発症日 ０日目	発症後 １日目	発症後 ２日目	発症後 ３日目	発症後 ４日目	発症後 ５日目	発症後５日を経過した後 ６日目	７日目	８日目
発症日に高熱はないがインフルエンザと診断された場合	高熱なし 出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能 （帰寮可能）		
発症後１日目に解熱した場合	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱１日目 出席停止	解熱２日目 出席停止	出席停止	出席停止	登校可能 （帰寮可能）		
発症後２日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱１日目 出席停止	解熱２日目 出席停止	出席停止	登校可能 （帰寮可能）		
発症後３日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱１日目 出席停止	解熱２日目 出席停止	登校可能 （帰寮可能）		
発症後４日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱１日目 出席停止	解熱２日目 出席停止	登校可能 （帰寮可能）	
発症後５日目に解熱した場合	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱１日目 出席停止	解熱２日目 出席停止	登校可能 （帰寮可能）

２．新型コロナウイルス感染症

出席停止の基準・・・「発症した後５日を経過し、かつ症状が無くなって２４時間を経過するまで」

最低でも「発症した後５日を経過」するまでは出席停止。それに加えて症状が残っている場合は出席停止期間を延長することがある。

	発症日 ０日目	発症後 １日目	発症後 ２日目	発症後 ３日目	発症後 ４日目	発症後 ５日目	発症後５日を経過した後 ６日目	７日目	８日目
発症日に高熱がないが新型コロナウイルス感染症と診断された場合	高熱なし 出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能 （帰寮可能）		

※寮生の帰寮について

寮生の帰寮可能日は登校可能日と同一であり、登校可能日に備えて出席停止期間（登校可能日の前日等）に帰寮することはできない。

自宅が遠方等で帰寮に時間がかかる等の事情で、登校可能日であるにも関わらず出席ができなかった授業については「欠席」として扱わない。

【資料２】

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等を行う場合について

リスク管理室会議は、発症者を確認した場合、保健所及び学校医の助言を受けて、出席停止及び学級閉鎖等の対応を検討する。
それらの対応を検討する目安は、次の表のとおりとする。なお、出席停止については出席停止期間早見表を参照すること。

	状　　況	対応の目安	
		インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症
クラス	同一クラス内に、２０％以上の罹患者等（インフルエンザ諸類型または新型コロナウイルス感染症。それぞれの疑似症を含む。以下同様）が確認された場合	学級閉鎖（５日間程度） ※自宅にて、外出自粛	学級閉鎖（５日間程度） ※自宅にて、外出自粛
	上記以外	本人のみ出席停止（発症後５日を経過し、かつ解熱後２日まで） ※自宅にて、外出自粛 ※他の学生の登校前の検温、発熱等の症状時は医療機関へ	本人のみ出席停止（発症後５日を経過し、かつ症状が無くなり２４時間を経過するまで） ※自宅にて、外出自粛 ※他の学生の登校前の検温、発熱等の症状時は医療機関へ
寮	同一居室内に、罹患者等が確認された場合	本人のみ出席停止（発症後５日を経過し、かつ解熱後２日まで自宅療養） ※登校可能日に帰寮可となる ※同室の他学生は登校前の検温、発熱等の症状時は医療機関へ	本人のみ出席停止（発症後５日を経過し、かつ症状が無くなり２４時間を経過するまで自宅療養） ※登校可能日に帰寮可となる ※同室の他学生は登校前の検温、発熱等の症状時は医療機関へ
	留学生の罹患が確認された場合	発症後５日を経過し、かつ解熱後２日まで寮内療養	発症後５日を経過し、かつ症状が無くなり２４時間を経過するまで寮内療養
部活動	部員の２０％以上の罹患者等が確認された場合	部活動停止（５日間程度）	部活動停止（５日間程度）

※さらに感染拡大のおそれがあると判断された場合には、段階的な学校閉鎖等の対応を検討する。